

平成30年度四日市市嘱託職員（収納推進課）採用試験要項

1. 募集職種及び採用予定人数

①募集職種 四日市市嘱託職員（収納推進課業務担当）

②採用予定人数 1人

- ※採用後の主な業務 (1)市税納付催告業務 (2)口座振替の加入奨励業務
 (3)窓口・電話受付業務 (4)滞納整理に関する各種調査補助業務
 (5)市税訪宅徴収の補助業務 (6)その他収納推進課の補助業務

2. 採用予定日 平成30年7月1日

3. 受験資格 次の要件を全て満たす人が受験できます。

- ①昭和33年7月2日以降に生まれた人
 ②地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
 ③外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人
 ④パソコンの入力操作が出来る人

4. 試験日時及び試験会場

(一次試験)	試験日時	平成30年5月12日(土) 午前9時30分から
	会 場	四日市市総合会館7階 第1研修室（市役所西側）

(二次試験) 平成30年6月2日(土)実施予定（詳細は一次試験合格者に通知します。）

5. 試験内容

(一次試験)

試験内容	試験時間	内 容
教 養 試 験	90分	社会常識、日本語能力及び数的処理能力についての筆記試験を行う。
適 性 検 査	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行う。
面接(集団)試験	20分程度	人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行う。

(二次試験)

試験内容	試験時間	内 容
小 論 文	60分	与えられたテーマに対する思考力、表現力についての評価を行う。
面接(個別)試験	20分程度	人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行う。

※試験日には、鉛筆（HBまたはB）数本と消しゴム等の筆記用具を持参してください。

※二次試験合格者には、所定の期間内に健康診断を受診していただきます。

6. 合格発表

郵送で本人に通知します。

- ・一次試験の合格発表（予定） 平成30年5月23日（水）
- ・二次試験の合格発表（予定） 平成30年6月中旬

7. 受験手続

①提出書類

- 受験申込書 1部〔市規定用紙。3ヶ月以内に撮影の上半身・脱帽の写真（30×40mm）を貼り付けること。〕

※学歴・職歴欄については、学部学科名等まで記載し、卒業、中退等を明示してください。

- 受験票 1部〔市規定用紙。受験申込書と同一写真を貼り、受験申込書から切り離さないこと〕
- 封筒（定形） 2部〔長形3号(23.5cm×12cm) 受験票、試験結果送付用。2部とも宛名を明記し、82円切手を貼ること。〕
- 【外国籍の方のみ】
在留資格を証する書類（住民票など） 1部（個人番号情報は不要です）

②提出先

四日市市 財政経営部 収納推進課

〒510-8601 四日市市諏訪町1-5 四日市市役所本庁舎2階

③受付期間

平成30年3月16日（金）から平成30年4月26日（木）〔午後5時15分必着〕

※郵送の場合は封筒に「受験申込書在中」と朱書きし、受付期間内に到着するようにしてください。
（郵送の場合でも締切日までの到着分のみ有効とします）

※持参の場合は、祝日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分とします。

※提出書類は返却しません。

※受験に際して取得した個人情報には採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

8. 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申し出てください。

(1)期 間：合格発表日から1か月間

(2)場 所：四日市市 財政経営部 収納推進課（四日市市役所本庁舎2階）

(3)方 法：受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ直接申し出ること。

9. 受験についての問い合わせ先

四日市市 財政経営部 収納推進課 Tel 059-354-8141

参 考

◇採用後の給与（平成29年4月1日現在）

・給料等月額 **180,070円**

・その他の手当等 嘱託職員の就業に関する要綱の定めにより支給されます。

期末・勤勉手当（4.4月分）、通勤手当、時間外手当等

◇勤務時間・休暇

・勤務時間 午前8時30分から午後5時15分（1週あたり38.75時間）

・休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

但し、業務の都合にて休日に勤務を命ずる場合があります、この場合は振替休日等を取得します。

・休暇 嘱託職員の就業に関する要綱の定めるところにより附与されます。（年次有給休暇など）

◇任用期間

平成31年3月31日（1年ごとの更新あり。ただし、更新は最長平成35年3月31日まで。なお、60歳を超えて新たな更新は行いません。）

◇その他

地方公務員法等の改正により、身分・勤務条件が変更となる場合があります。

◇地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人または被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者